

第1 職業紹介事業の概要

1 職業紹介とは

(1) 職業紹介の意義

職業紹介とは、職業安定法（以下「法」という。）第4条第1項において、「①求人及び②求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における③雇用関係の成立を④あつせんすることをいう。」と定義されています。

この定義でいう用語の意味は次のとおりです。

- ### ① 求人

報酬を支払って自己のために他人の労働力の提供を求めることをいいます。

- ## ② 求職

報酬を得るために自己の労働力を提供して職業に就こうとすることをいいます。

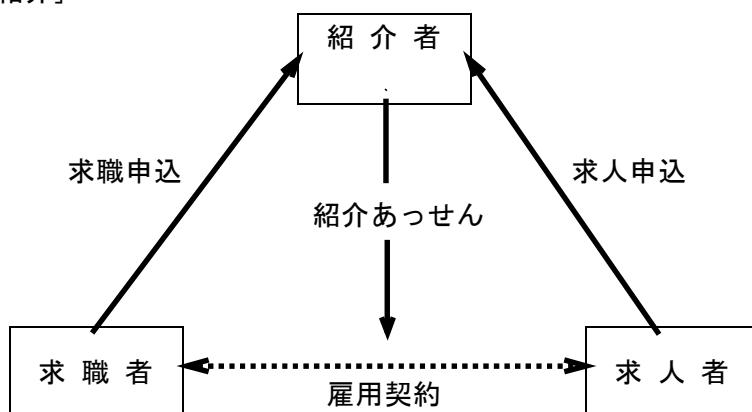
- ### ③ 雇用関係

報酬を支払って労働力を利用する使用者と、労働力を提供する労働者との間に生じる使用・従属の法律関係をいいます。

- ④ あっせん

求人者と求職者との間をとりもって、雇用関係が円滑に成立するように第三者として世話をすることをいいます。

〔職業紹介〕



(2) 職業紹介への該当性

イ 自ら求人・求職を受理せず、求人・求職の申込みを勧誘する業務、職業紹介事業者
に求人・求職を全数送付する業務のみを行うことや、職業紹介事業者に対し、求人申
込みの意向を持つ者がいる旨の情報提供を行うことは、職業紹介に該当しません。

ロ いわゆるスカウト行為は、求人者に紹介するため求職者を探索した上で当該求職者に就職するよう勧奨し、これに応じて求職の申込みをした者をあつせんするものであり、これを事業として行う場合は、職業紹介事業の許可等が必要です。

2 職業紹介事業の種類は

職業紹介事業の種類には、次の2種類があります。

(1) 有料職業紹介事業

有料職業紹介事業とは、営利を目的とするか否かにかかわらず、職業紹介に関し手数料又は報酬等の対価を受けて行う職業紹介事業をいいます。

有料職業紹介事業は、職業安定法(以下「法」といいます。)第32条の11の規定により求職者に紹介してはならないものとされている職業(具体的には港湾運送業務に就く職業及び建設業務に就く職業がこれに当たります。)以外の職業について、法第30条第1項の厚生労働大臣の許可を受けて行うことができます。

(2) 無料職業紹介事業

無料職業紹介事業とは、職業紹介に関し、営利を目的とするか否かにかかわらず、いかなる名義でも手数料又は報酬等の対価を受けないで行う職業紹介事業をいいます。

したがって、例えば、会費を徴収している会員事業主に対してのみ料金を徴収せずに職業紹介を行ったり、職業紹介事業の委託を受けた場合に、委託費等の額が職業紹介の実績により変動する方法により支払われていたりするものについては、実質的に職業紹介の対価を得ているものとして、有料職業紹介事業と判断されます。

無料職業紹介事業は、

- ① 一般の方が行う場合には法第33条の規定により厚生労働大臣の許可を受けて、
- ② 学校教育法第1条の規定による学校、専修学校等の施設の長が行う場合には法第33条の2の規定により厚生労働大臣に届け出ることにより、
- ③ 商工会議所等特別の法律により設立された法人であって厚生労働省令で定めるものが行う場合には法第33条の3の規定により厚生労働大臣に届け出ることにより、無料職業紹介事業を行うことができます。

なお、地方公共団体は法第29条の規定により無料職業紹介事業を行うことができます(厚生労働大臣への通知が必要です)。

このパンフレットでは、①の許可を得て行う場合について説明しています。

3 その他の労働力需給調整システム

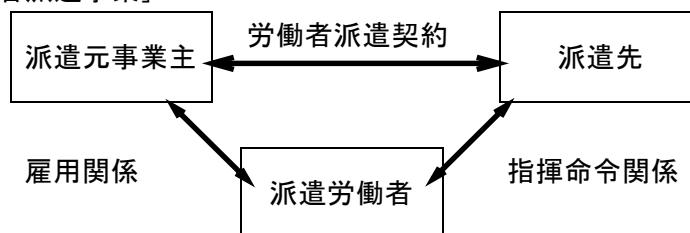
(1) 労働者派遣事業

労働者派遣法は、労働者派遣を「自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。」（第2条第1号）と定義しています。

したがって、下図に示すように、労働者派遣における派遣元、派遣先及び派遣労働者の三者間の関係は、①派遣元と労働者との間に雇用関係があり、②派遣元と派遣先との間に労働者派遣契約が締結され、この契約に基づいて派遣元が派遣先に労働者を派遣し、③派遣先は労働者を指揮命令するというものです。

労働者派遣事業は、従来、労働者供給事業として禁止されていたものの中から取り出して法制化されたもので、労働者派遣法の制定と同時に行われた職業安定法の改正により、昭和61年7月以降、労働者派遣は、労働者供給には含まれないものとされています。

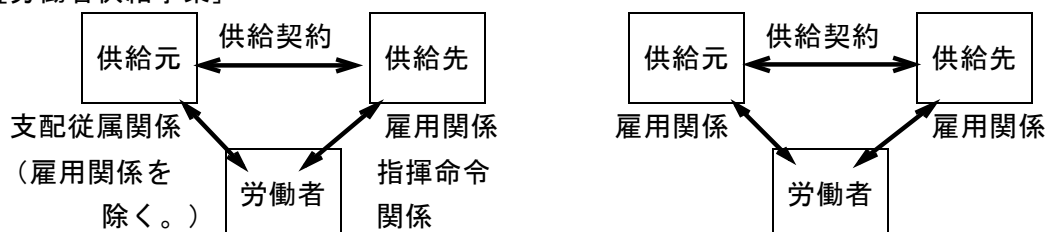
[労働者派遣事業]



(2) 労働者供給事業

労働者供給とは、供給契約に基づき労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣に該当するものは含まれません。労働者供給事業は、労働組合法の労働組合、職員団体、労働組合の団体等が厚生労働大臣の許可を受けて無料で行う場合のほかは、全面的に禁止されています（法第44条）。

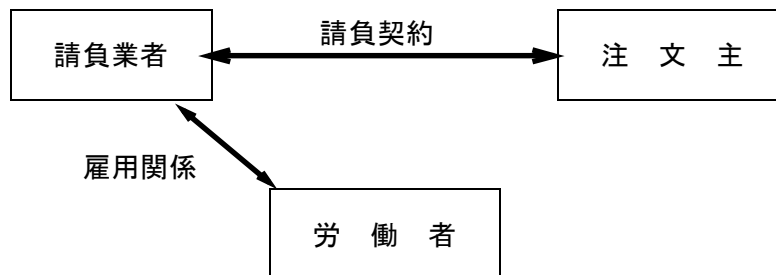
[労働者供給事業]



※ 請負事業

請負により行われる事業は、自由に行うことができます。しかし、その形態が労働者派遣事業又は労働者供給事業に類似する場合があるため、次のような区分で判断されています。

[請負により行われる事業]



イ 労働者派遣事業については、請負により行われる事業との関係が問題になりますが、この区分を明確に判断することができるよう、次のような「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（昭和 61 年労働省告示第 37 号）が定められています。

労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準の概要

I 請負の形式による契約により行う業務に自己の雇用する労働者を従事させることを業として行う事業主であっても、当該事業主が当該業務の処理に関し次のいずれにも該当する場合を除き、労働者派遣事業を行う事業主とする。

1 次のいずれにも該当することにより自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用するものであること。

(1) 次のいずれにも該当することにより業務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。

① 労働者に対する業務の遂行方法に関する指示その他の管理を自ら行うこと。

② 労働者の業務の遂行に関する評価等に係る指示その他の管理を自ら行うこと。

(2) 次のいずれにも該当することにより労働時間等に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。

① 労働者の始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等に関する指示その他の管理（これらの単なる把握を除く。）を自ら行うこと。

② 労働者の労働時間を延長する場合又は労働者を休日に労働させる場合における指示その他の管理（これらの場合における労働時間等の単なる把握を除く。）を自ら行うこと。

(3) 次のいずれにも該当することにより企業における秩序の維持、確保等のための指示その他の管理を自ら行うものであること。

① 労働者の服務上の規律に関する事項についての指示その他の管理を自ら行うこと。

- ② 労働者の配置等の決定及び変更を自ら行うこと。
- 2 次のいずれにも該当することにより請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方から独立して処理するものであること。
- (1) 業務の処理に要する資金につき、すべて自らの責任の下に調達し、かつ、支弁すること。
- (2) 業務の処理について、民法、商法、その他の法律に規定された事業主としてのすべての責任を負うこと。
- (3) 次のいずれかに該当するものであって、単に肉体的な労働力を提供するものでないこと。
- ① 自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備若しくは器材（業務上必要な簡易な工具を除く。）又は材料若しくは資材により、業務を処理すること。
- ② 自ら行う企画又は自己の有する専門的な技術若しくは経験に基づいて、業務を処理すること。
- II Iの1及び2のいずれにも該当する事業主であっても、それが法の規定に違反することを免れるため故意に偽装されたものであって、その事業の真の目的が労働者派遣を業として行うことにあるときは、労働者派遣事業を行う事業主であることを免れることができない。

- ロ 請負事業と労働者供給事業との区分に関する要件は、次のとおりです（職業安定法施行規則（以下「則」といいます。）第4条）。
- ① 作業の完成について、事業主としての財政上及び法律上のすべての責任を負うものであること。
- ② 作業に従事する労働者を、指揮監督するものであること。
- ③ 作業に従事する労働者に対し、使用者として法律に規定されたすべての義務を負うものであること。
- ④ 自らが提供する機械、設備、器材やその作業に必要な材料、資材を使用し又は企画や専門的な技術・経験を必要とする作業を行うものであって、単に肉体的な労働力を提供するものでないこと。

職業紹介事業、労働者派遣事業、労働者供給事業については、それぞれの許可等の基準を満たしたものが、許可等を受けた場合に行うことができます。

(3) 募集情報等提供（令和4年10月1日以降）

募集情報等提供とは、労働者の募集に関する情報又は労働者になろうとする者に関する情報について、依頼を受けて、又は自ら収集し、提供することをいいます。特に、労働者になろうとする者に関する情報を収集して募集情報等提供事業を行う場合、令和4年10月1日からは特定募集情報等提供事業者として届け出なければならないこととなりました。（法第4条第6項、第43条の2）

労働者の募集に関する情報又は労働者になろうとする者に関する情報を提供するのみで、求人及び求職の申込みを受けず、雇用関係の成立のあっせんを行わない場合は職業紹介には該当せず、これを業として行う場合にも法による許可等の手続は必要ありません。

ん。

しかしながら、募集情報等提供事業者の中には、求職者と求人者との間の双方向的な意思疎通を中継したり、労働者の募集に関する情報又は労働者になろうとする者に関する情報（いわゆる求人情報又は求職者情報）を配信したりするなど、高度な機能を持つものが出てきています。もとより、これらがすべて「職業紹介」に該当するものではありませんが、中には「職業紹介」に該当するか否か容易に判断しがたい事例も存在することから、職業安定法に基づく指針において、次のとおり職業紹介事業の許可が必要な場合が示されています。

職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針（令和4年10月1日施行）

第六の六 職業紹介事業に係る適正な許可の取得

（二）次のいずれかに該当する行為を事業として行う場合は、当該者の判断が電子情報処理組織により自動的に行われているかどうかにかかわらず、職業紹介事業の許可等が必要であること。また、宣伝広告の内容、求人者又は求職者との間の契約内容等の実態から判断して、求人者に求職者を、若しくは求職者に求人者をあっせんする行為を事業として行うものであり、募集情報等提供事業はその一部として行われているものである場合には、全体として職業紹介事業に該当するものであり、当該事業を行うためには、職業紹介事業の許可等が必要であること。

イ 求職者に関する情報又は求人に関する情報について、当該者の判断により選別した提供相手に対してのみ提供を行い、又は当該者の判断により選別した情報のみ提供を行うこと。

ロ 求職者に関する情報又は求人に関する情報の内容について、当該者の判断により提供相手となる求人者又は求職者に応じて加工し、提供を行うこと。

ハ 求職者と求人者との間の意思疎通を当該者を介して中継する場合に、当該者の判断により当該意思疎通に加工を行うこと。

4 紹介予定派遣とは

紹介予定派遣とは、労働者派遣のうち、労働者派遣事業と職業紹介事業の双方の許可を受け又は届出をした者が、派遣労働者・派遣先の間の雇用関係の成立のあつせん（職業紹介）を行い、又は行うことを予定してするものです。

紹介予定派遣については「労働者派遣事業を適正に実施するために－許可・更新等手順マニュアル－」に記載されていますのでご覧下さい。